



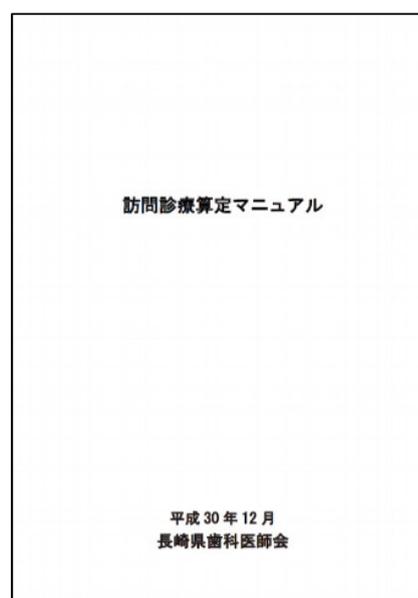
(保育所・幼稚園、学校における集団フッ化物洗口実施マニュアル) 平成 29 年度改訂



(フッ化物の応用による効果的なむし歯予防 CD) 平成 29 年度改訂



(訪問診療算定マニュアル) 平成 30 年度作成



(訪問歯科診療マニュアル)

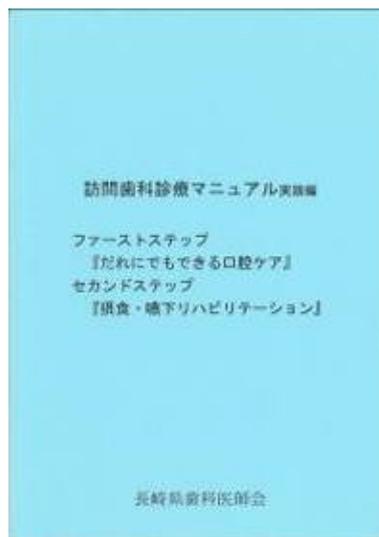
平成 18 年度作成



基礎編

(口腔保健センター) 平成 26 年度作成

平成 26 年度改訂



実践編

**1 障害者歯科診療**  
口腔保健センター歯科診療所  
対象 過剰な身体、知的、精神障害者や有難者の治療を行います。  
診療日 火・水・土曜日  
診療時間 9時30分～17時

**2 巡回歯科診療**  
歯科診療車  
対象 奥下(難患を含む)の障害者を年次計画で専用の歯科診療車で巡回診療をいたします。  
診療日 金曜日  
診療時間 10時～16時

**3 休日救急歯科診療**  
口腔保健センター歯科診療所  
対象 一般市民に対する休日救急歯科診療をいたします。  
診療日 日曜日、祝祭日  
年未年給(元旦を除く12/30～1/3)  
診療時間 12時～17時  
いつでも、どこでも、誰でも  
最良の歯科保健医療を

**4 摂食指導**  
障害者歯科診療 巡回診療  
対象 食べることや飲み込むことがうまくできない発達障害(児者、高齢者)に対し、摂食指導や訓練を行います。  
摂食コップ  
摂食指導風景

**5 障害者歯科協力制度**  
長崎県下全域の障害(児)者に対して、より効果的な保健医療救急体制の充実のため、地域社会の障害者歯科医療を積極的に推進することを目的として、県内各地に協力医を配置してあります。  
協力医の役割  
① 障害者の歯科相談および健診  
② 障害者の歯科診療  
③ 口腔保健センターへの紹介  
④ 基幹病院や長崎大学病院との連携

**長崎県口腔保健センター**  
長崎県歯科医師会では、長崎県の委託を受け、県民の口腔衛生の維持向上をはかるため、障害(児)者の歯科診療および休日救急歯科診療を実施してあります。  
長崎県口腔保健センター  
〒850-0801 長崎県長崎市本町1-1-1  
TEL: 095-848-5970  
Fax: 095-848-5980  
Mail: center@nda.or.jp  
一般社団法人 長崎県歯科医師会  
http://www.nda.jp

(マウスガード ポスター) 平成 17 年度作成



